



# 第5次男女共同参画基本計画・第5分野 「女性に対するあらゆる暴力の根絶」 に関する現状

令和7年4月  
内閣府男女共同参画局

# 第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～

## 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶(概要)

令和2年12月25日  
閣議決定

### 基本的考え方

- 女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。その予防と被害回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務。
- 女性に対する暴力の根絶には、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせない。  
被害者支援にあたっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠。
- 女性に対する暴力を根絶するため、暴力を容認しない社会環境の整備、暴力根絶のための基盤づくりの強化を図り、被害者に対しては、専門的な支援を早期から切れ目なく、包括的に提供する必要がある。
- 新型コロナ感染症に伴い、相談体制の整備を図るとともに、家庭に居場所のない被害者等が安心できる居場所づくりを進めることが重要。

成果目標	項目	計画策定当初(時期)	成果目標(期限)	現状値(2024年12月現在)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者ためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数	47か所(2020年4月)	60か所(2025年)	66か所	
性犯罪・性暴力事案に対してワンストップ支援センター等で365日緊急対応ができる都道府県数	20都道府県(2020年4月)	47都道府県(2025年)	47都道府県	
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	119か所(2020年4月)	150か所(2025年)	146か所	
要保護児童対策地域協議会に参画している配偶者暴力相談支援センター数	190か所(2018年4月)	323か所(2025年)	333か所	

### 具体的な取組

#### 1 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ・女性に対する暴力は人権侵害であり、暴力を断じて許さないという社会規範の醸成
- ・相談窓口の周知やSNS等を活用した相談の実施、夜間休日における相談対応の実施等の検討
- ・現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修の充実、民間団体の活用による支援の充実

#### 2 性犯罪・性暴力への対策の推進

- ・性犯罪に関する罰則や刑事手続の在り方に関する検討
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化、質の向上、被害者が相談につながりやすい体制の整備
- ・「#8103(ハートさん)」や「#8891(はやくワンストップ)」の周知

#### 3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- ・性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための子供の発達段階に配慮した教育の充実
- ・児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員や保育士等に対する厳正な処分の徹底
- ・SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動の効果的な展開

#### 4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ・児童福祉法等一部改正法附則検討条項に基づく検討
- ・民間シェルター等が行う先進的な取組の推進
- ・「#8008」の周知、SNS等を活用した相談の推進
- ・加害者暴力抑止のための地域社会内でのプログラムに関する試行実施を踏まえた本格実施に向けた検討
- ・配偶者からの暴力、児童虐待の対応機関間の連携協力の推進

#### 5 ストーカー事案への対策の推進

- ・被害者の安全確保、加害者への厳正な対処の徹底
- ・緊急時における一時保護及び自立支援を含む中長期的な支援の推進

#### 6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進

- ・外部相談窓口の活用等の有効な相談体制整備等の雇用の場における対策の推進
- ・国家公務員における幹部職員も含めた研修の実施、防止対策、厳正な対処の推進

#### 7 人身取引対策の推進

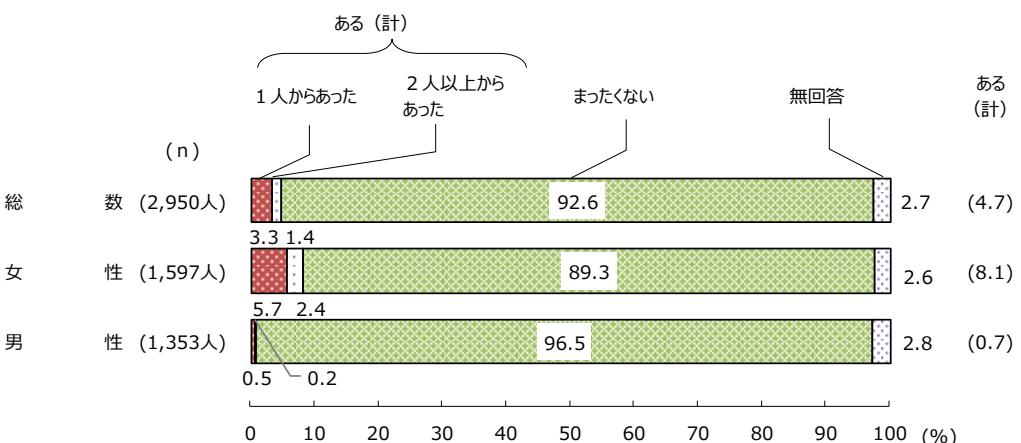
#### 8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応

#### 9 売買春への対策の推進

# 男女間における暴力に関する調査【抜粋】（令和6年3月公表） （「不同意性交等の被害」について）

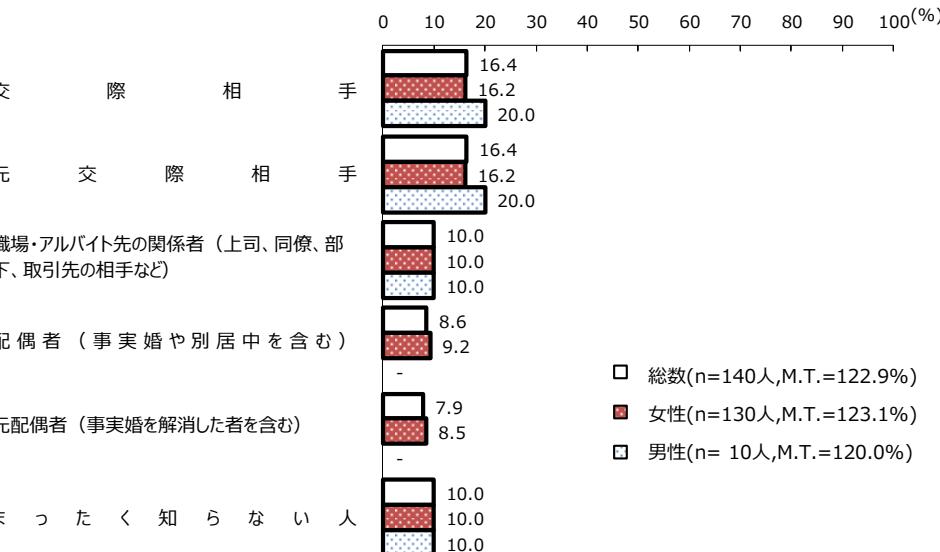
## ①不同意性交等をされた経験

- ・全体の4.7%、性別でみると女性の8.1%、男性の0.7%は不同意性交等の被害にあったことがある。



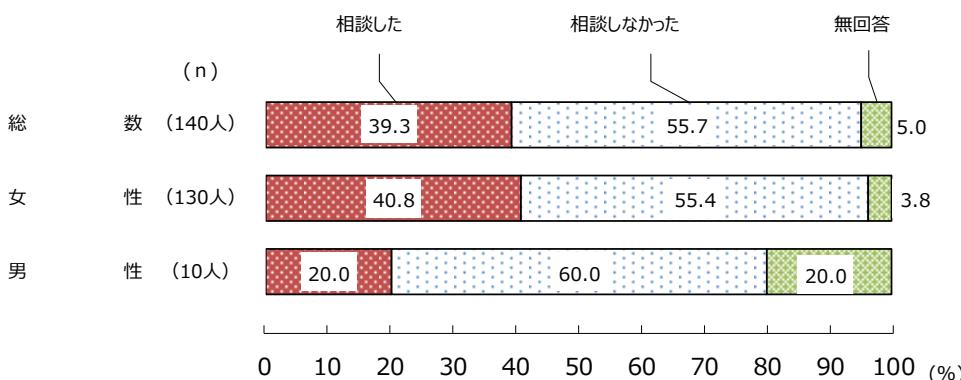
## ② 加害者との関係（複数回答）

- ・「交際相手」・「元交際相手」がそれぞれ20.0%、「まったく知らない人」が10.0%となっている。



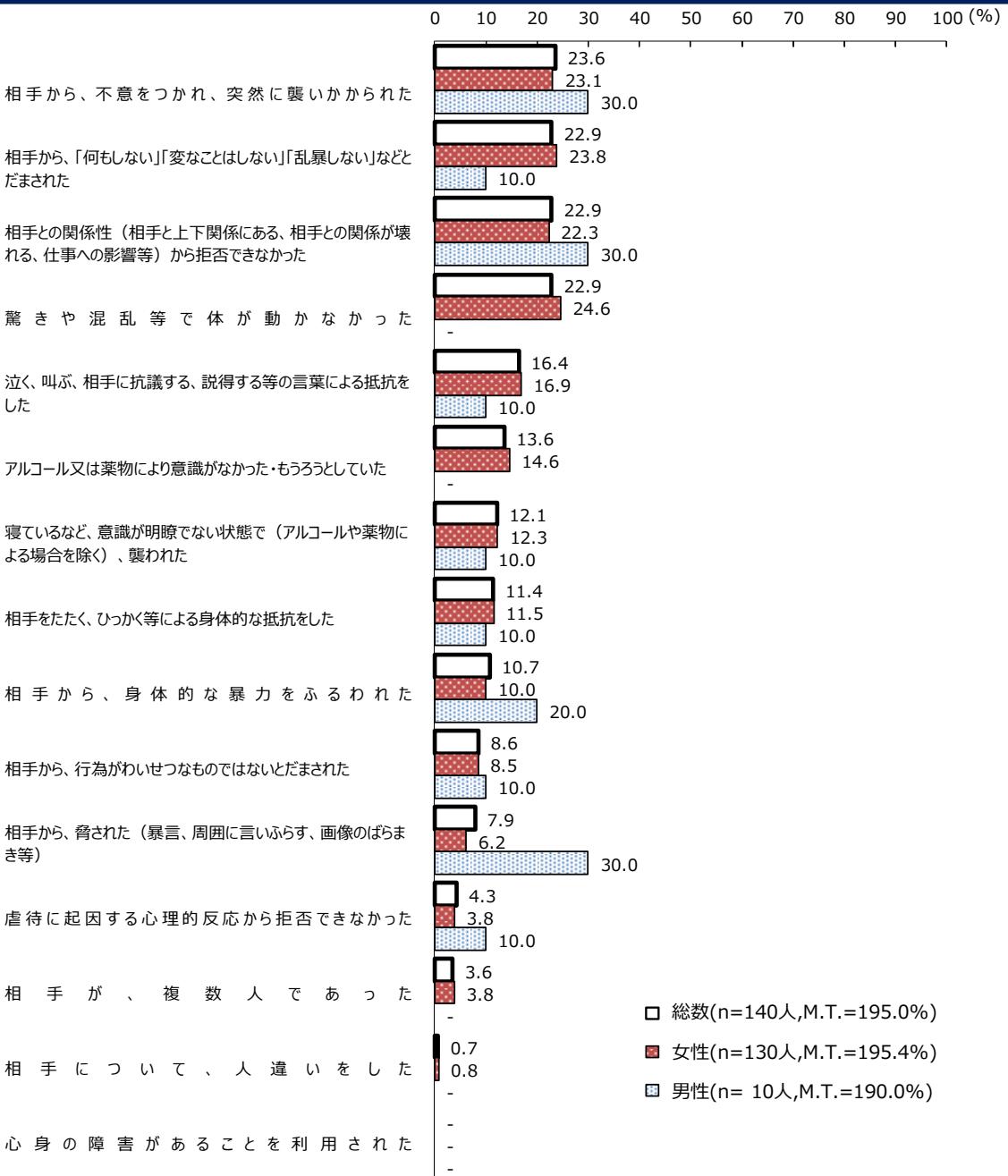
## ③ 無理やりに性交等をされた被害の相談経験

- ・被害を受けた人の55.7%、性別でみると女性の55.4%、男性の60.0%はどこにも相談していない。



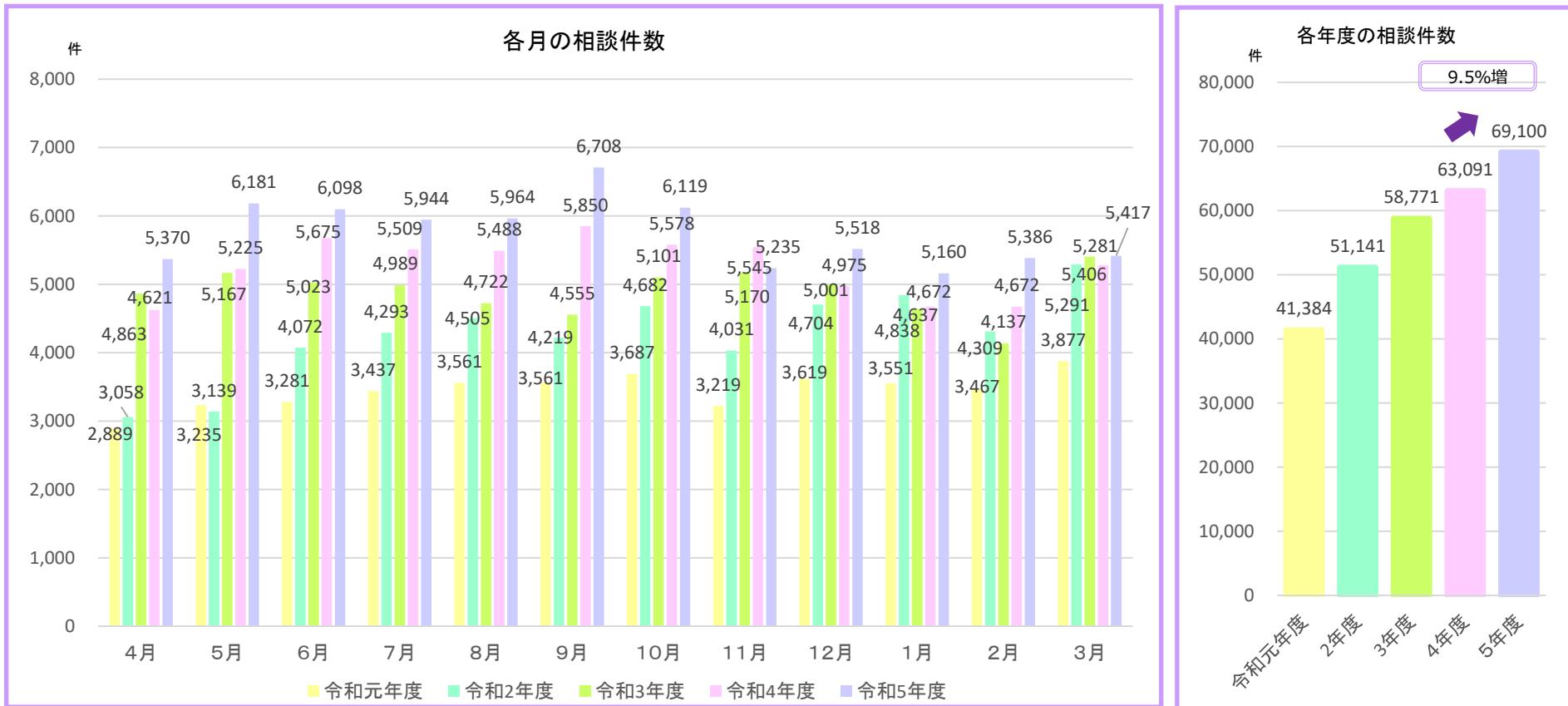
# 男女間における暴力に関する調査【抜粋】（令和6年3月公表） （「不同意性交等の被害」について）

## ④ 被害にあったときの状況（複数回答）



# 性犯罪・性暴力被害者ためのワンストップ支援センターの相談件数の推移(令和元年度～5年度)

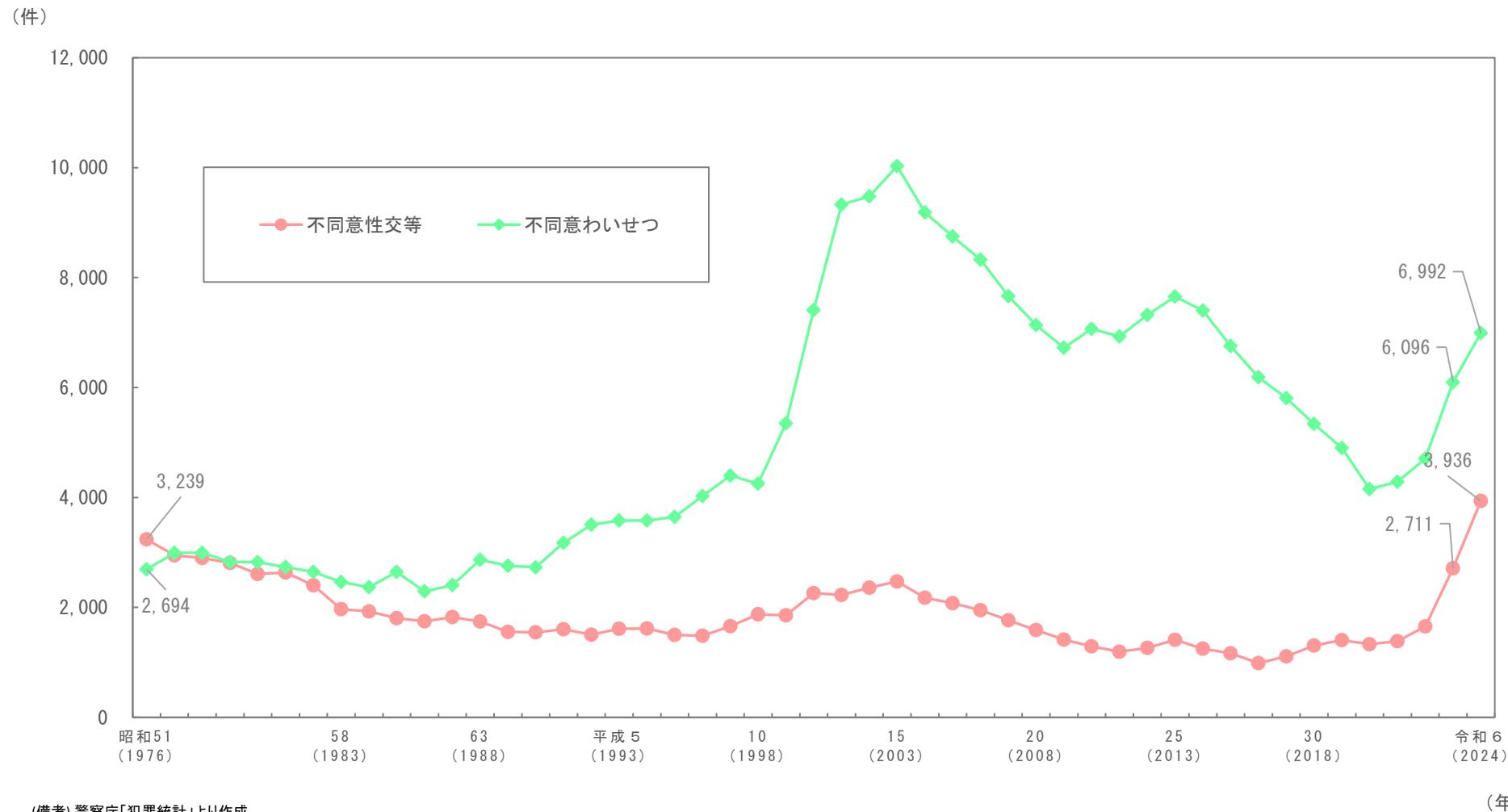
全国のワンストップ支援センターへの相談件数は、年々増加。  
令和5年度は、前年度比9.5%増。(11月を除き、前年度を上回って推移)



- 注：1. 相談件数は、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業）の事業実績として、都道府県等から報告のあった電話・面接・メール・SNS等による相談の合計。
2. 対象となるセンターは、令和元年度49か所、令和2（2020）年49か所、令和3（2021）年度49か所、令和4（2022）年度50か所、令和5（2023）年度50か所。

# 不同意性交等・不同意わいせつ認知件数の推移

- 不同意性交等の認知件数は、令和6（2024）年は3,936件で、前年に比べ1,225件（45.2%）増加。
- 不同意わいせつの認知件数は、令和6（2024）年は6,992件で、前年に比べ896件（14.7%）増加。

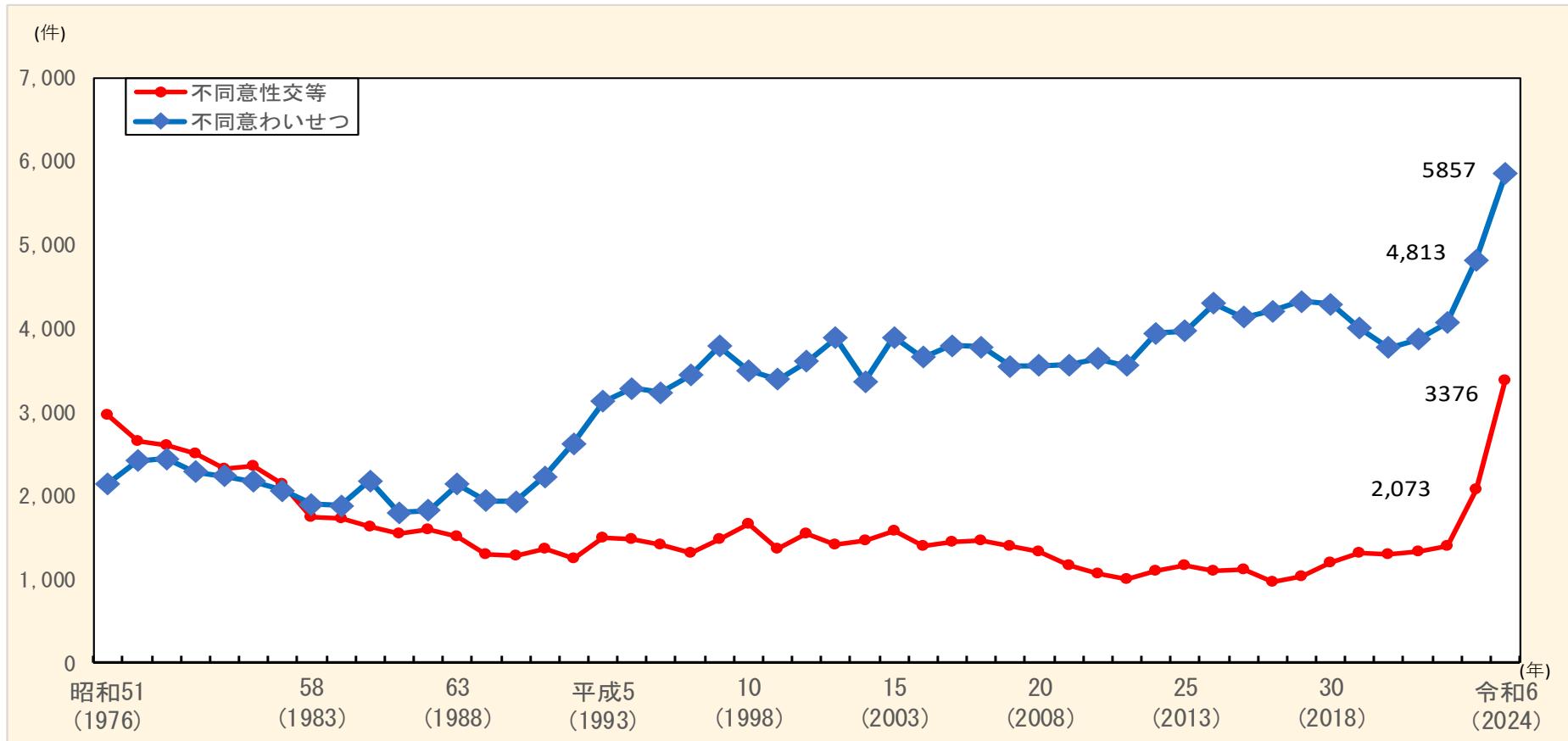


(備考) 警察庁「犯罪統計」より作成。

刑法の一部改正(平成29年7月13日施行、令和4年7月13日施行)により、罪名・構成要件等が改められたことに伴い、期間によって計上する対象が異なる。平成29年7月12日以前は「強姦」及び平成29年改正前の「強制わいせつ」、平成29年7月13日から令和5年7月12日までは「強制性交等」及び平成29年改正後の「強制わいせつ」、令和5年7月13日以降は「不同意性交等」及び「不同意わいせつ」に係る数値をそれぞれ計上している。

## 不同意性交等・不同意わいせつ検挙件数の推移

- 不同意性交等の検挙件数は、令和6年は3,376件で、前年に比べ1,303件(62.9%)増加。
- 不同意わいせつの検挙件数は、令和6年は5,857件で、前年に比べ1,044件(21.7%)増加。



(備考)刑法の一部改正(平成29年7月13日施行、令和4年7月13日施行)により、罪名・構成要件等が改められたことに伴い、期間によって計上する対象が異なる。平成29年7月12日以前は「強姦」及び平成29年改正前の「強制わいせつ」、平成29年7月13日から令和5年7月12日までは「強制性交等」及び平成29年改正後の「強制わいせつ」、令和5年7月13日以降は「不同意性交等」と「不同意わいせつ」に係る数値をそれぞれ計上している。

# 不同意性交等の各項適用状況

不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、16歳未満の者に対する面会要求等 検挙件数(2023年7月～2025年2月)

	罪名	条項	検挙件数
不同意わいせつ	不同意わいせつ	176①	5,842
	誤信等によるわいせつ	176②	30
	16歳未満の者に対するわいせつ	176③	1,005
不同意性交等	不同意性交等	177①	2,620
	誤信等による性交等	177②	6
	16歳未満の者に対する性交等	177③	1,040
監護者わいせつ 及び監護者性 交等	監護者わいせつ	179①	155
	監護者性交等	179②	133
16歳未満の者 に対する面会要 求等	16歳未満の者に対するわいせつ目的面会要求	182①	47
	16歳未満の者に対するわいせつ目的面会	182②	31
	16歳未満の者に対する映像送信要求	182③	95

※数値は暫定値である。

# 不同意性交等の各項適用状況

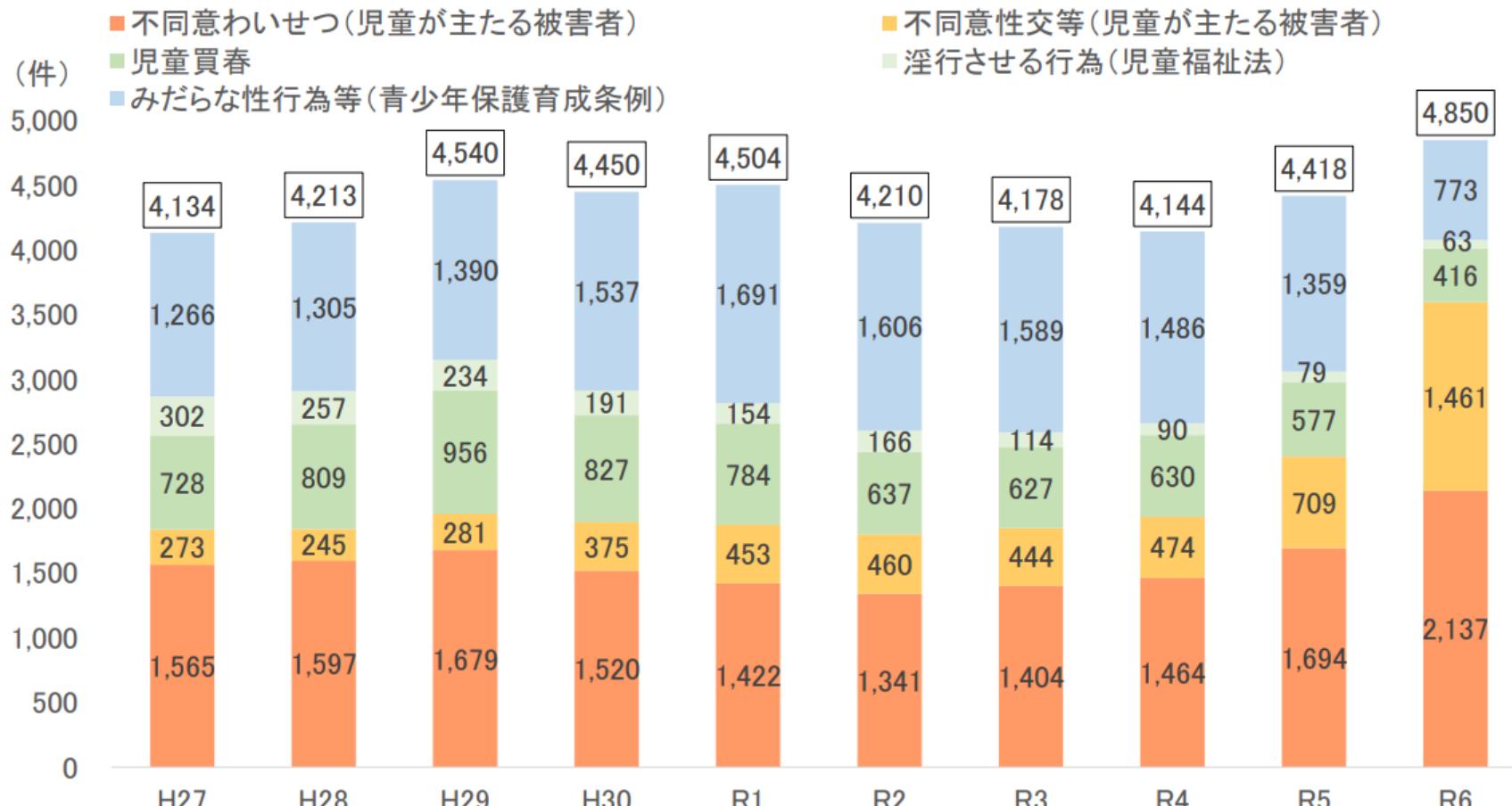
不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、16歳未満の者に対する面会要求等 検挙件数(2023年7月～2025年2月)

	罪名	条項	検挙件数
不同意わいせつ	不同意わいせつ	176①	5,842
	誤信等によるわいせつ	176②	30
	16歳未満の者に対するわいせつ	176③	1,005
不同意性交等	不同意性交等	177①	2,620
	誤信等による性交等	177②	6
	16歳未満の者に対する性交等	177③	1,040
監護者わいせつ 及び監護者性 交等	監護者わいせつ	179①	155
	監護者性交等	179②	133
16歳未満の者 に対する面会要 求等	16歳未満の者に対するわいせつ目的面会要求	182①	47
	16歳未満の者に対するわいせつ目的面会	182②	31
	16歳未満の者に対する映像送信要求	182③	95

※数値は暫定値である。

# 【児童買春事犯等】検挙件数の推移

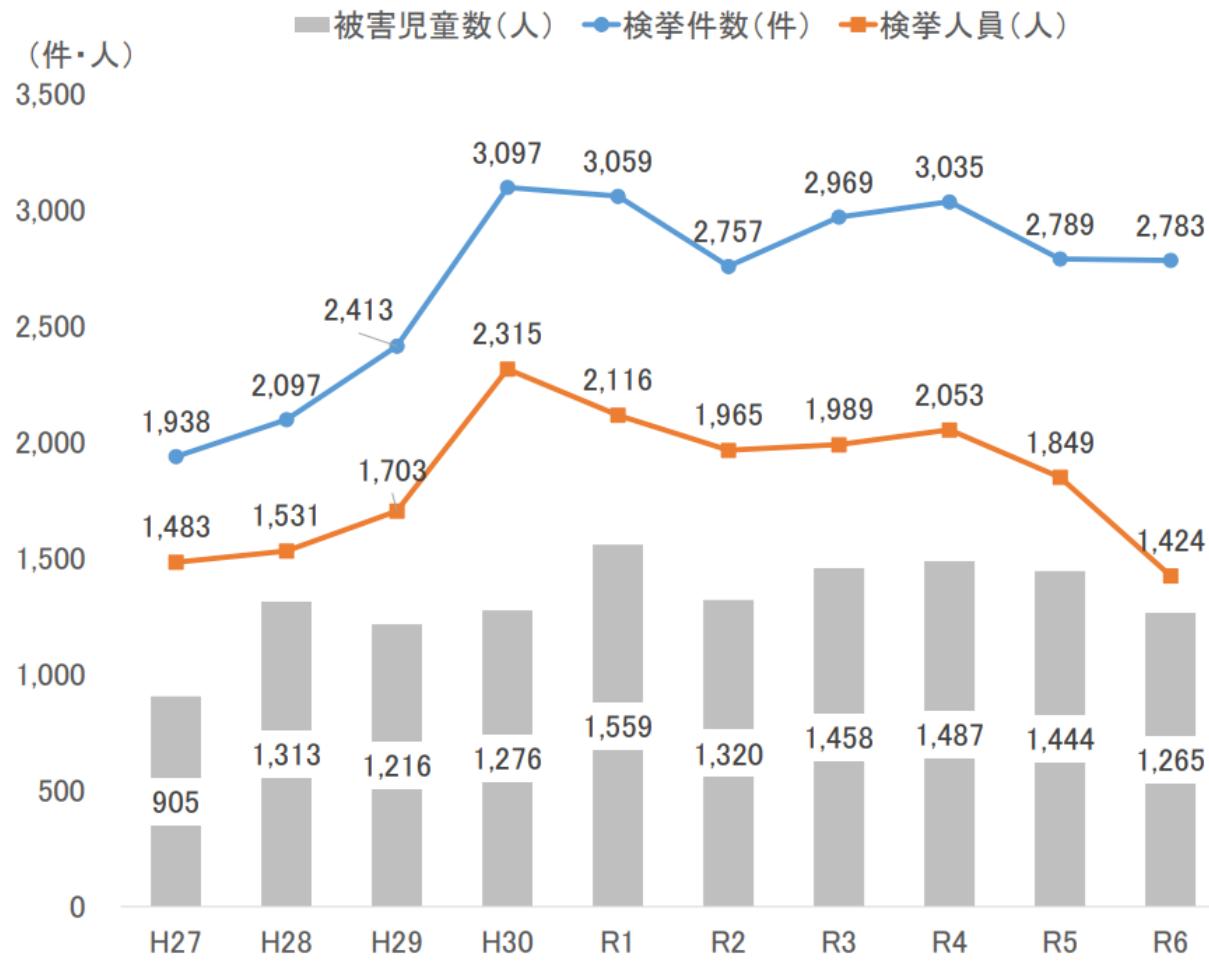
児童買春事犯等の検挙件数は、不同意性交等及び不同意わいせつが近年増加傾向にあり、その結果、令和6年は2年連続増加し、過去10年で最多



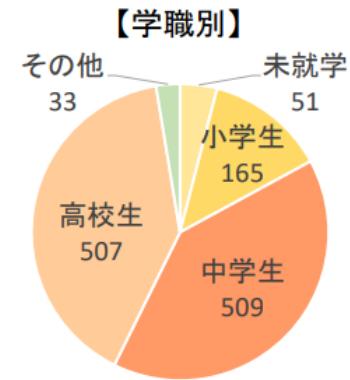
※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその件数を比較できない。  
※ 件数は、被疑者の行為数によるところ、刑法第54条第1項前段(観念的競合)に該当し、刑法犯と特別法犯が競合する場合は各別に計上

# 【児童ポルノ事犯】検挙件数・検挙人員・被害児童数の推移

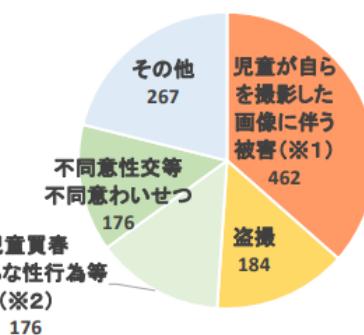
令和6年における児童ポルノ事犯の検挙件数・検挙人員・被害児童数は、2年連続減少したが、引き続き高水準



R6 被害児童数（1,265人）  
学職別・被害態様別内訳



【被害態様別】

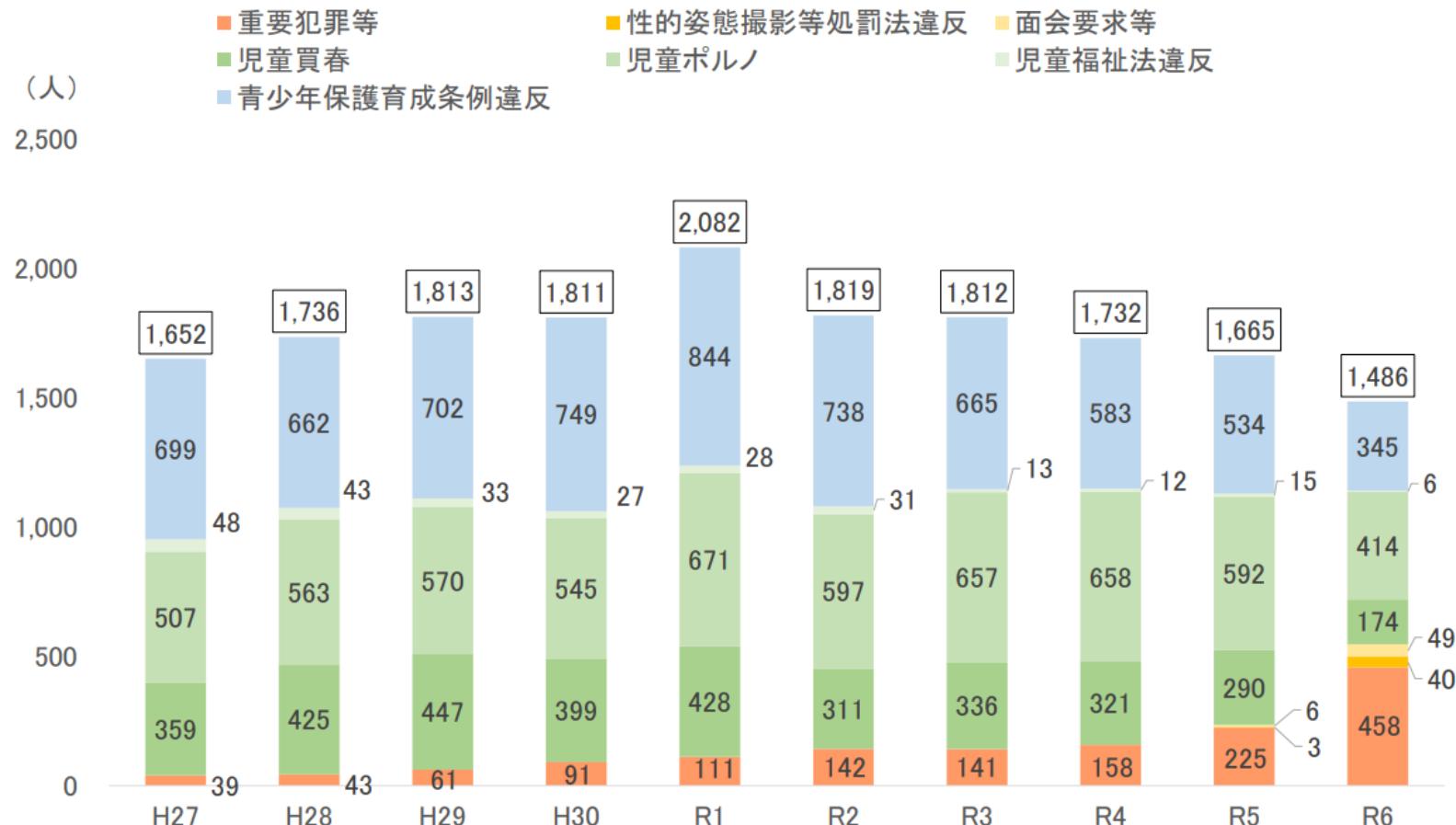


※1 「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」は、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送らされる形態の被害  
※2 「みだらな性行為等」は、青少年保護育成条例に規定する罪

(出典) 警察庁「令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況」

# SNSに起因する事犯の被害児童数の推移

SNSに起因する事犯の被害児童数は、罪種別では、青少年保護育成条例違反が減少傾向にある一方、重要犯罪等が増加傾向



※ SNSとは、本統計では、通信(オンライン)ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

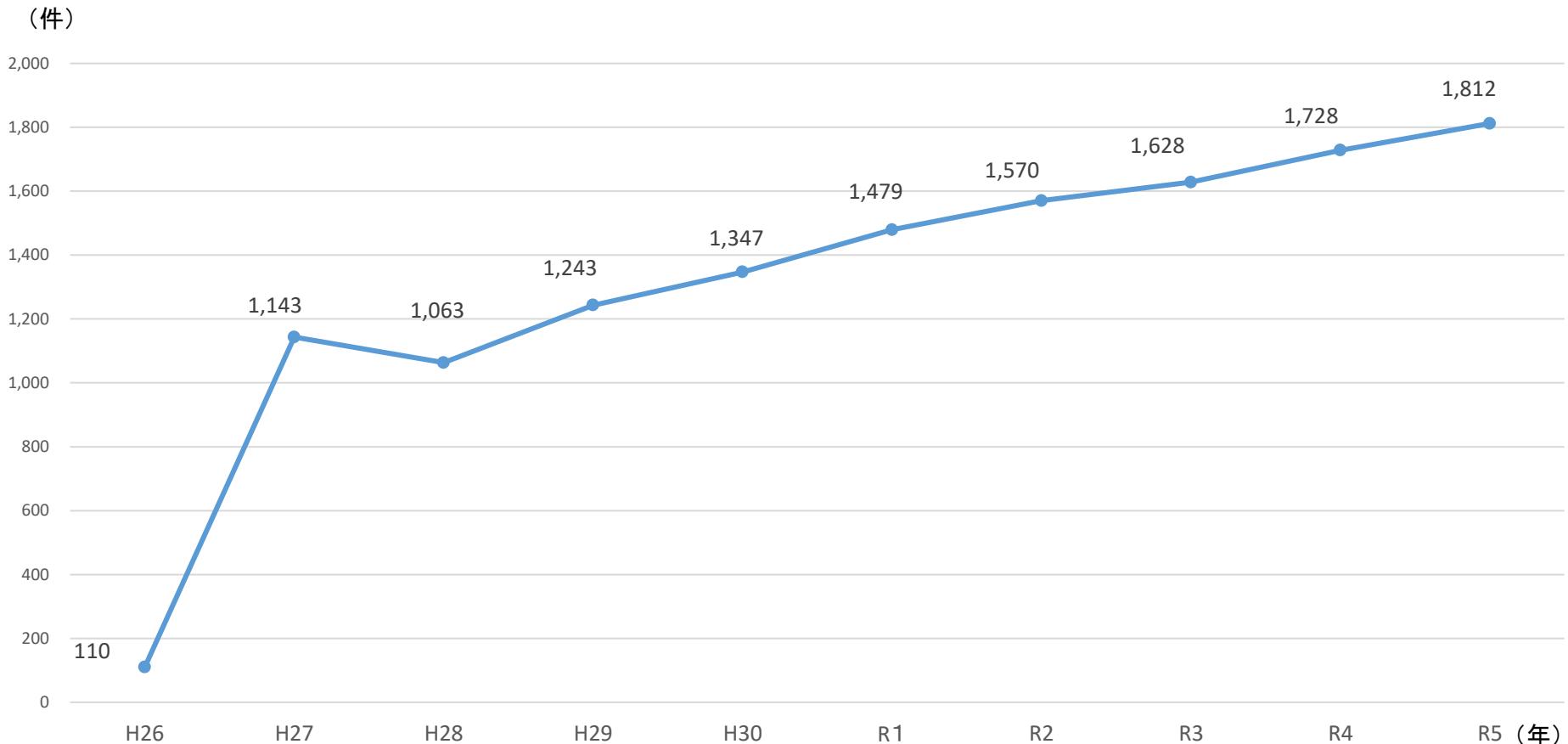
※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加)

※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

(出典) 警察庁「令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況」

## 私事性的画像に係る事案の相談等状況

相談等件数は平成29年以降継続して増加し、令和5年は1,812件（前年比+84件、+4.9%）と増加。



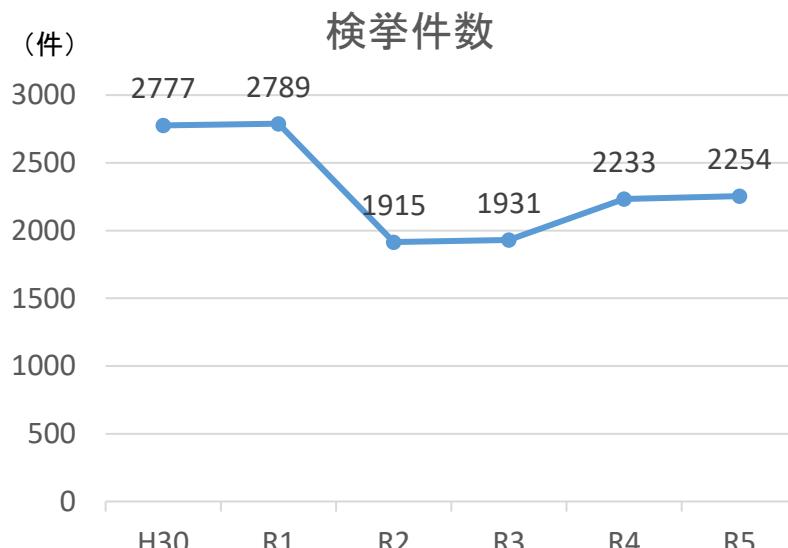
注) 平成26年は、私事性的画像被害防止法の施行日（11月27日）以降の件数

（出典）警察庁「令和5年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

# 痴漢事犯に関する検挙件数・発生場所等のデータ

痴漢事犯の検挙件数は、平成30年以降2,700件台で推移していたところ、令和2年（1,915件）に大きく減少（前年比-874件、-31.3%）した後再び増加し、令和5年は2,254件（前年比+21件、+0.9%）前年から微増した。発生場所別では、乗り物内（電車等）で発生した痴漢事犯の検挙件数が最も多く、1068件（47.4%）であった。

痴漢事犯に係る検挙件数の推移



令和5年の痴漢事犯に係る発生場所別検挙件数

発生場所	検挙件数 (件)	割合 (%)
駅構内	階段・エスカレーター	49 2.2
	ホーム	58 2.6
	その他	62 2.8
乗物内	電車等	1068 47.4
	バス	77 3.4
	その他	7 0.3
路上	400	17.7
ショッピングモール等商業施設	326	14.5
書店・レンタルビデオ店	13	0.6
ゲームセンター・パチンコ店	37	1.6
その他の公共の場所	157	7.0
合計	2254	100

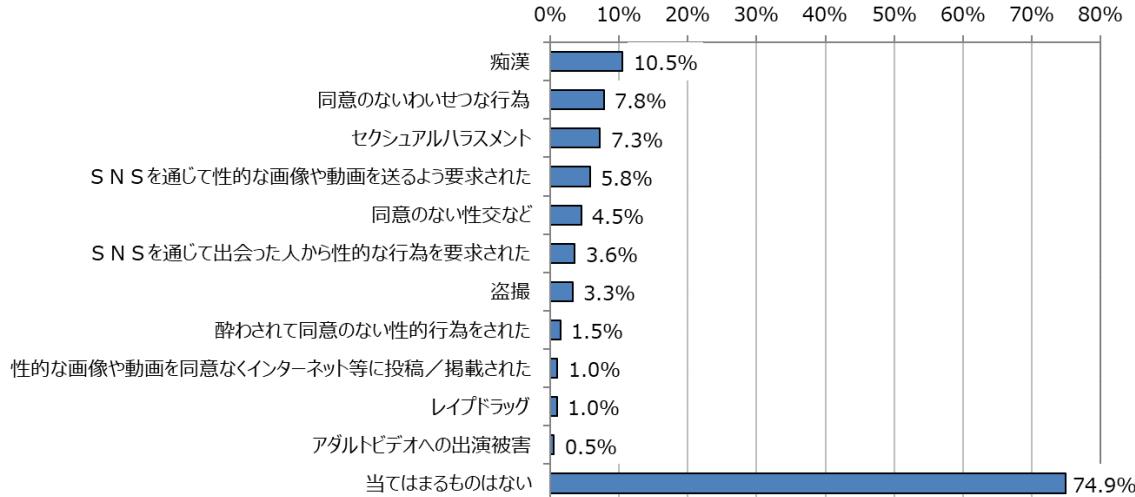
注) 都道府県が制定する迷惑防止条例の「卑わいな行為の禁止」のうち「痴漢」に係る事案の検挙件数

(出典) 警察庁「令和5年中の痴漢・盗撮事犯に係る検挙状況の調査結果」

# 若年層の痴漢被害等に関するオンライン調査【抜粋】

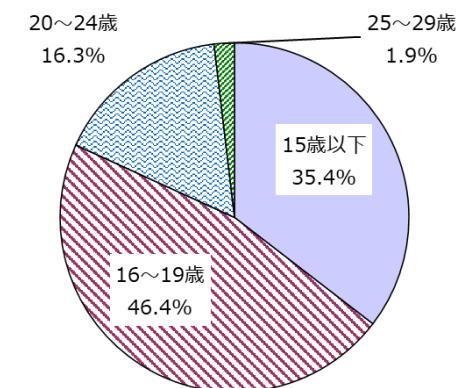
## ○これまでに被害を受けたことがある性暴力の被害（複数回答）（n=36,231）

○「痴漢」（10.5%）が最も多く、次いで「同意のないわいせつな行為」（7.8%）、「セクシュアルハラスメント」（7.3%）等となっている。



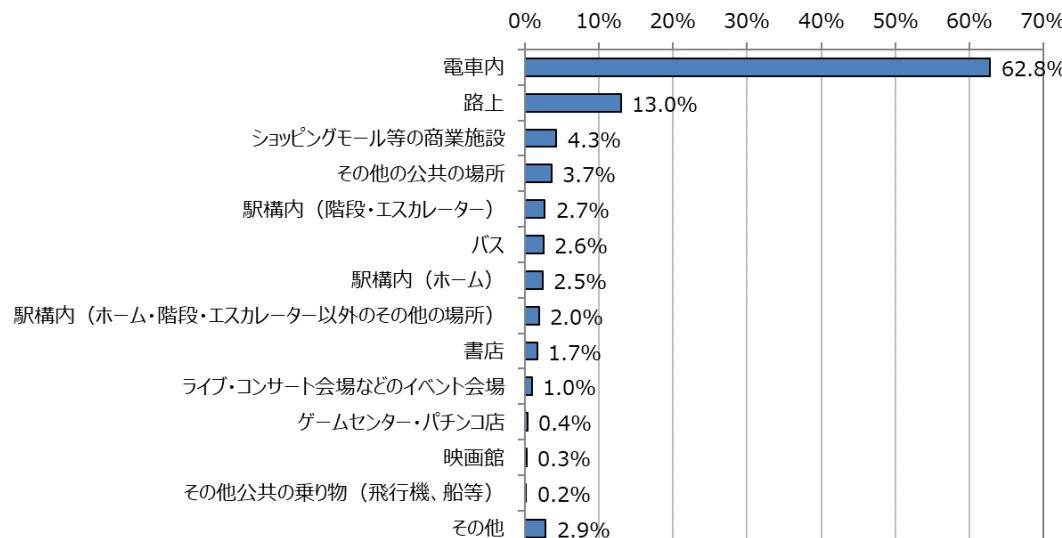
## ○痴漢被害経験

- はじめて痴漢被害を受けたときの年齢（n=2,346※）



※有効回答数36,231人のうち、痴漢被害にあった経験のある方を抽出・集計（以下同様）

## ○直近で受けた被害 - 被害にあった場所（n=2,346）



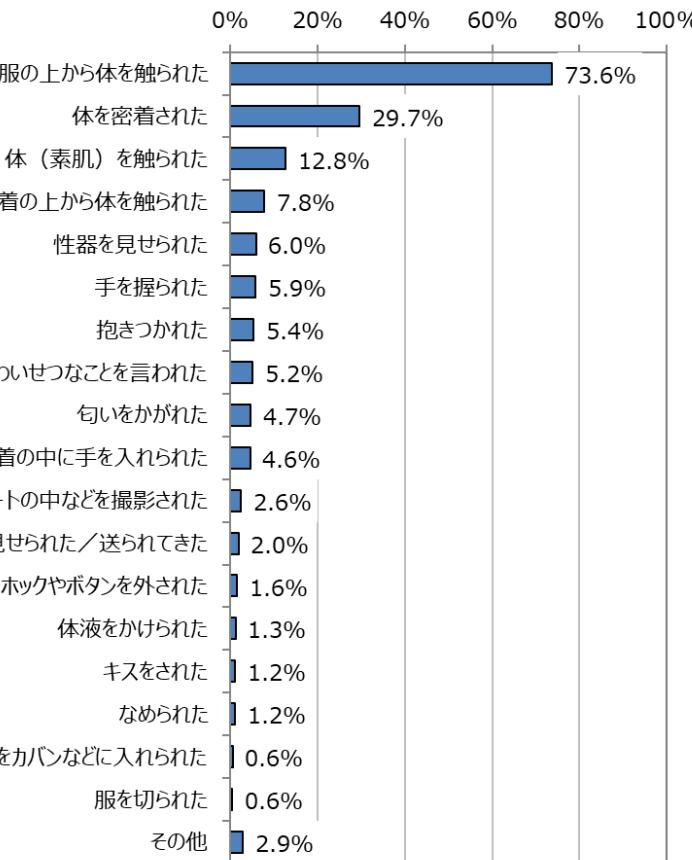
○「電車内」（62.8%）が最も多く、次いで「路上」（13.0%）となっている。  
電車関連（「電車内」及び「駅構内」）をあわせると70.0%となっている。

○「その他」には、アルバイト先、学校、塾等が挙げられている。

## ○直近で受けた被害 - 被害態様（複数回答）（n=2,346）

○「服の上から体を触られた」（73.6%）が最も多く、次いで「体を密着された」（29.7%）、「直接、体（素肌）を触られた」（12.8%）、「下着の上から体を触られた」（7.8%）、「性器を見せられた」（6.0%）、「手を握られた」（5.9%）、「抱きつかれた」（5.4%）、「不快なわいせつなことを言われた」（5.2%）等となっている。

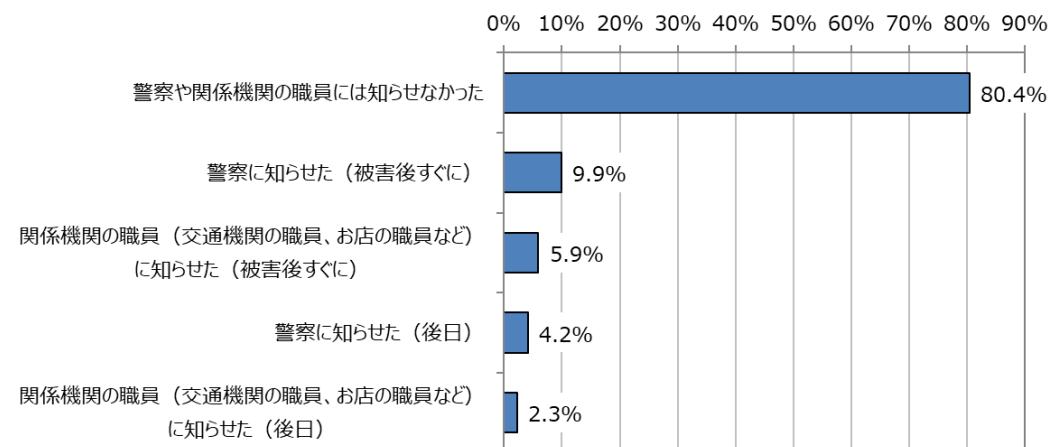
○「その他」には、性器を押し付けられた、わざとぶつかってきた等が挙げられている。



## ○直近で受けた被害

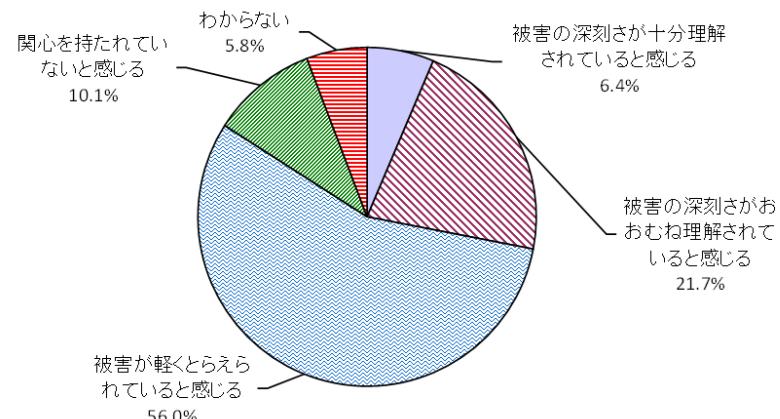
- 警察や関係機関の職員（交通機関の職員、お店の職員など）への連絡の有無（回答者以外の人がした場合も含む）（複数回答）  
(n=2,346)

○「警察や関係機関の職員には知らせなかった」（80.4%）が最多となっている。連絡した回答者では、「警察に知らせた（被害後すぐに）」が9.9%、「関係機関の職員に知らせた（被害後すぐに）」が5.9%となっている。



## ○痴漢被害について、世の中でどのように考えられていると感じるか（n=2,346）

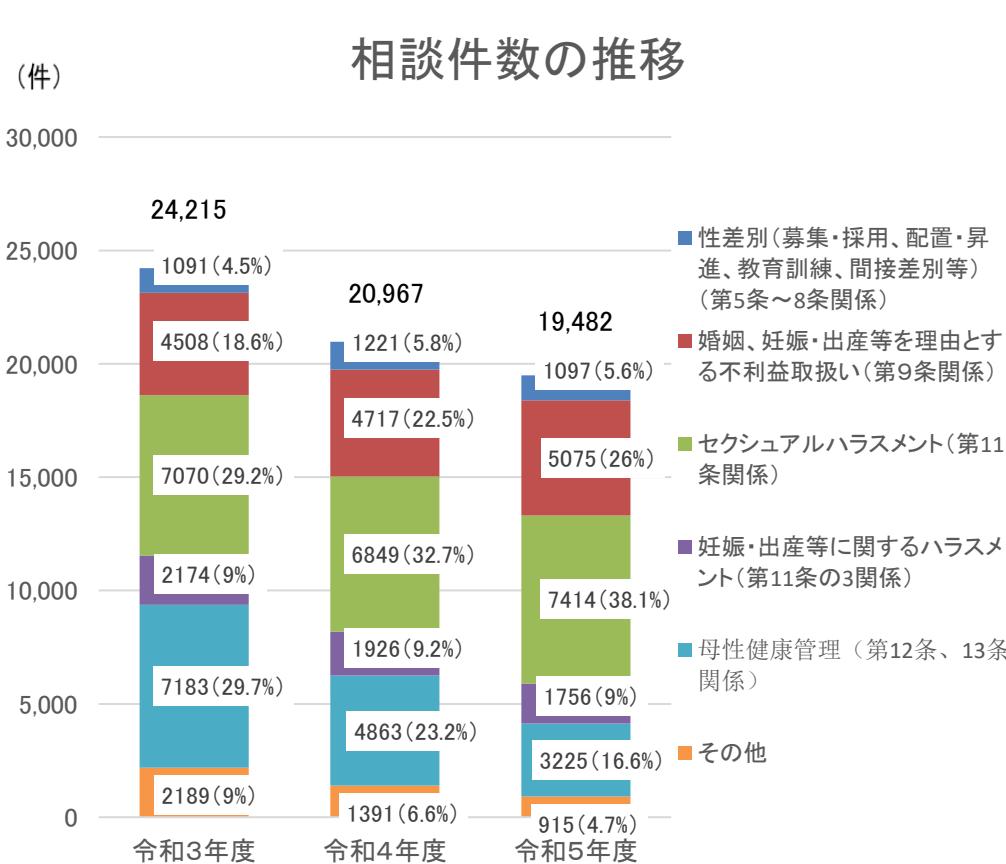
○「被害の深刻さが十分理解されていると感じる」（6.4%）と「被害の深刻さがおおむね理解されていると感じる」（21.7%）の合計は28.1%である。一方で、「被害が軽くとらえられていると感じる」（56.0%）と「関心がもたれていないと感じる」（10.1%）の合計は66.1%となっている。



# 令和5年度労働局雇用環境・均等部(室)への相談件数・相談内容 (男女雇用機会均等法関係)

○均等法に係る相談は19,482件。

○労働者・事業主等からの相談内容は、「セクシュアルハラスメント」が38.1%を占めており、次いで「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」が26.0%、「母性健康管理」と続いている。

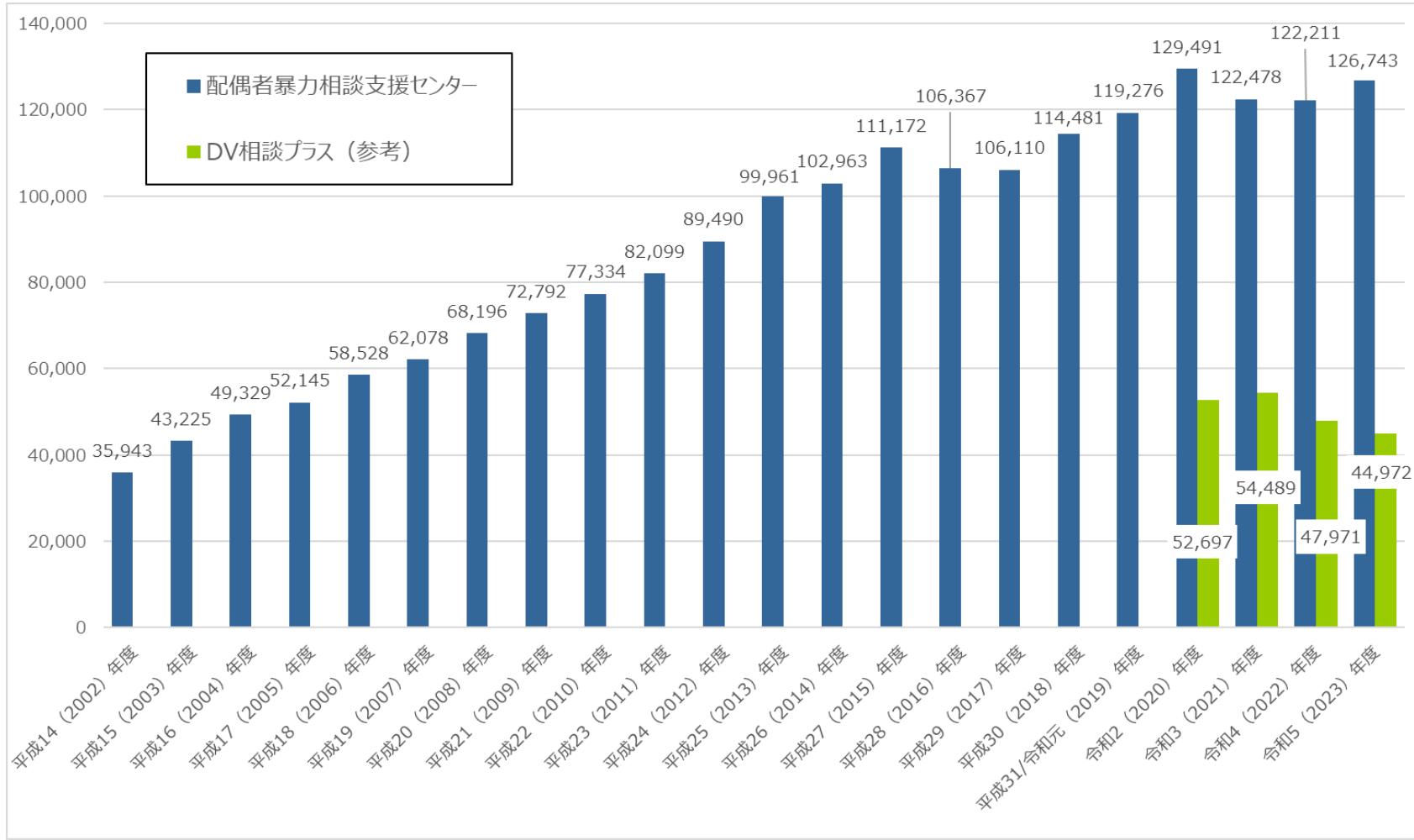


	令和3年度	令和4年度	令和5年度
性差別(募集・採用、配置・昇進、教育訓練、間接差別等)(第5条～8条関係)	1,091 (4.5%)	1,221 (5.8%)	1,097 (5.6%)
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第9条関係)	4,508 (18.6%)	4,717 (22.5%)	5,075 (26.0%)
セクシュアルハラスメント(第11条関係)	7,070 (29.2%)	6,849 (32.7%)	7,414 (38.1%)
妊娠・出産等に関するハラスメント(第11条の3関係)	2,174 (9.0%)	1,926 (9.2%)	1,756 (9.0%)
母性健康管理(第12条、13条関係)	7,183 (29.7%)	4,863 (23.2%)	3,225 (16.6%)
その他	2,189 (9.0%)	1,391 (6.6%)	915 (4.7%)
合計	24,215 (100.0%)	20,967 (100.0%)	19,482 (100.0%)

資料出所：厚生労働省「令和5年度都道府県労働局雇用環境・均等部（室）における法施行状況について」

# 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移（年次）

- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和2（2020）年度に過去最高となり、高水準で推移。
- 令和5（2023）年度は、約12.7万件で、前年度から増加（前年度比約4%増）。

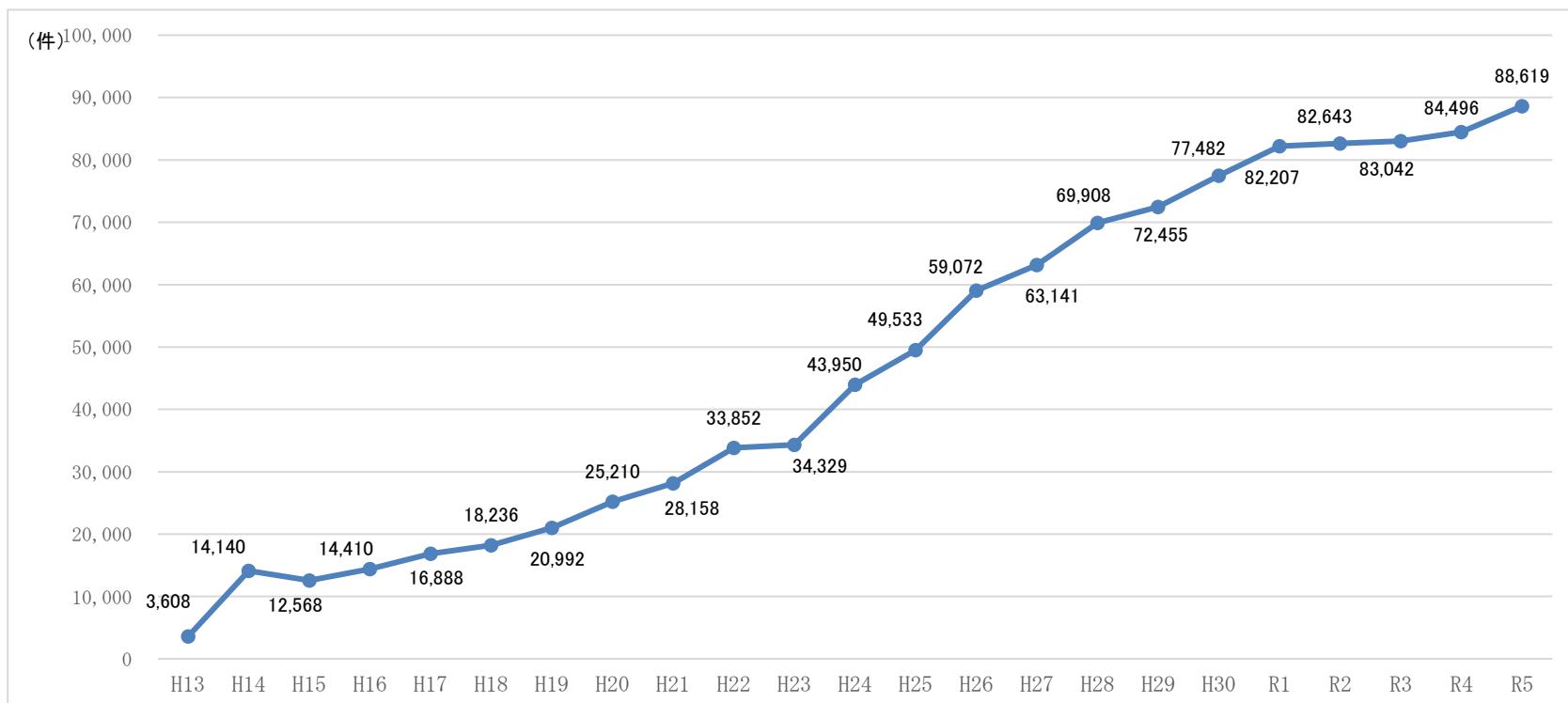


※「配偶者暴力相談支援センター」の相談件数は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等をとりまとめ、集計。（令和6年12月時点）

※「DV相談プラス」の相談件数は、令和2（2020）年4月20日に内閣府が開設した相談窓口に寄せられた相談件数を集計。

## 警察における配偶者からの暴力事案等の相談等状況

相談等件数は増加傾向であり、令和5年は88,619件（前年比+4,123件, +4.9%）とDV防止法施行後最多。



注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

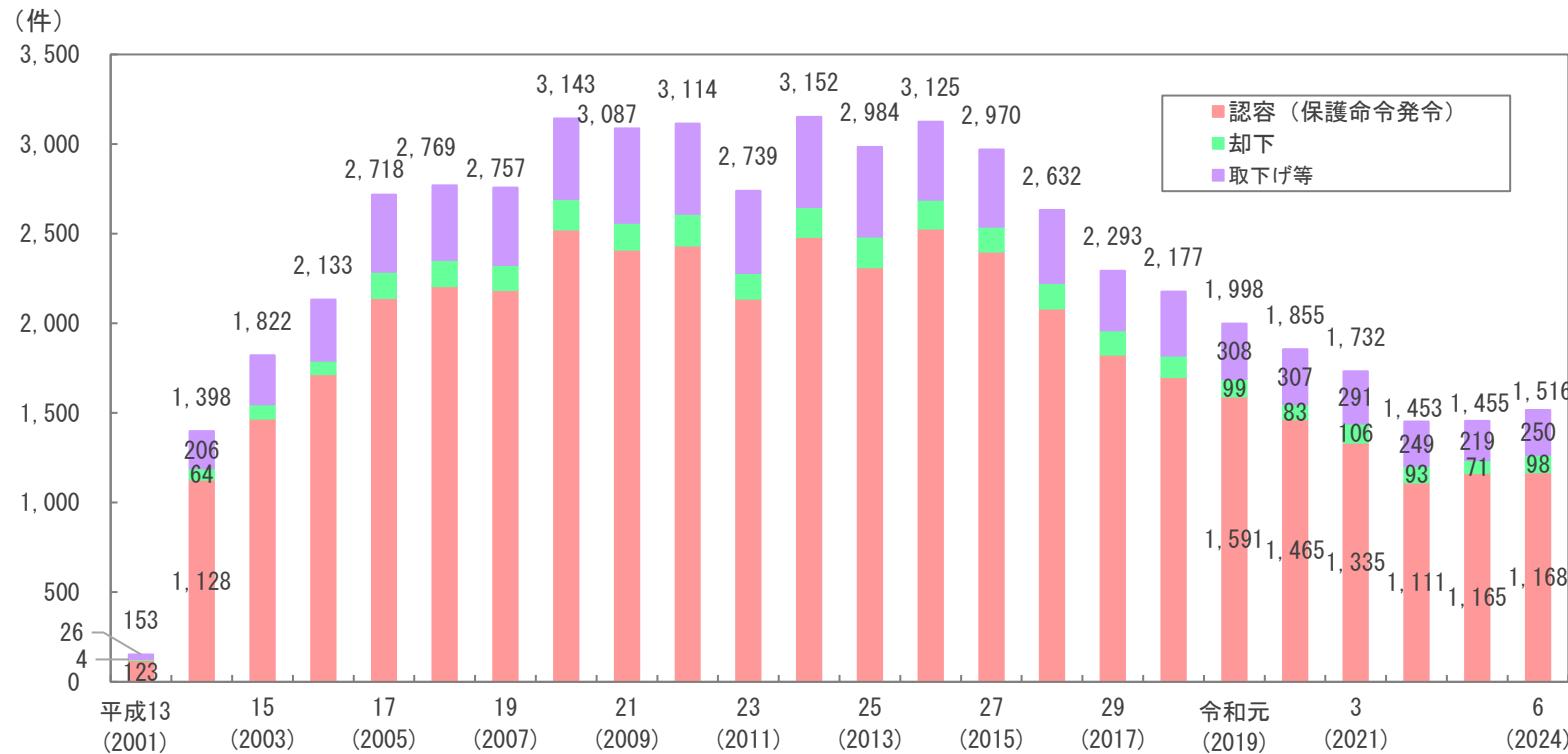
注2) 平成13年は、DV防止法の施行日（10月13日）以降の件数

注3) 法改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力を受けた事案について、20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案について、また、26年1月3日施行以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

（出典）警察庁「令和5年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

# 保護命令事件の処理状況等の推移

令和6年に終局した配偶者暴力等に関する保護命令事件（1,516件）のうち、保護命令が発令された件数は1,168件。



注1) 最高裁判所資料より作成。

注2) 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。

注3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、平成20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度が、令和6(2024)年4月に「子への電話等禁止命令」の制度がそれぞれ新設された。

これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される。さらに、平成26年1月より、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となった。

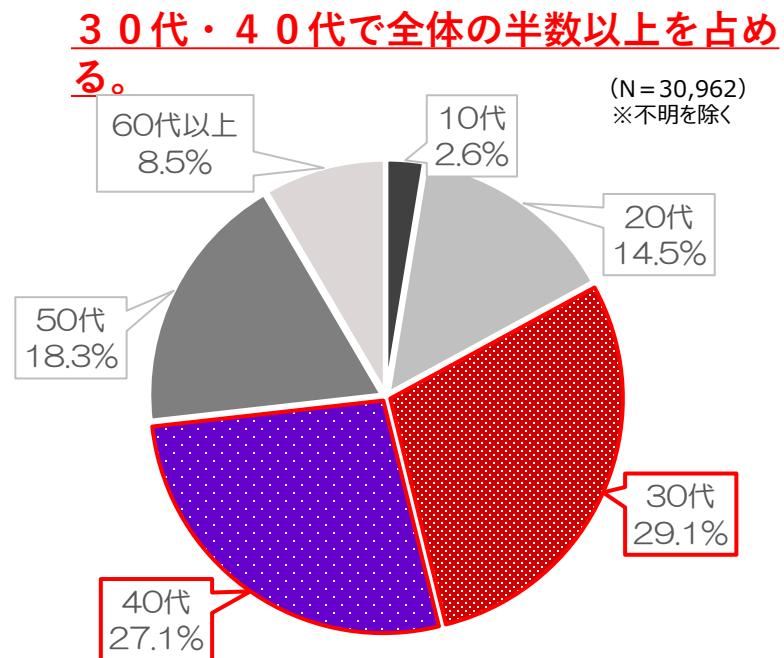
注4) 平成13年値は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数。

注5) 令和6(2024)年値は、速報値。

# DV相談者の年齢・相談内容

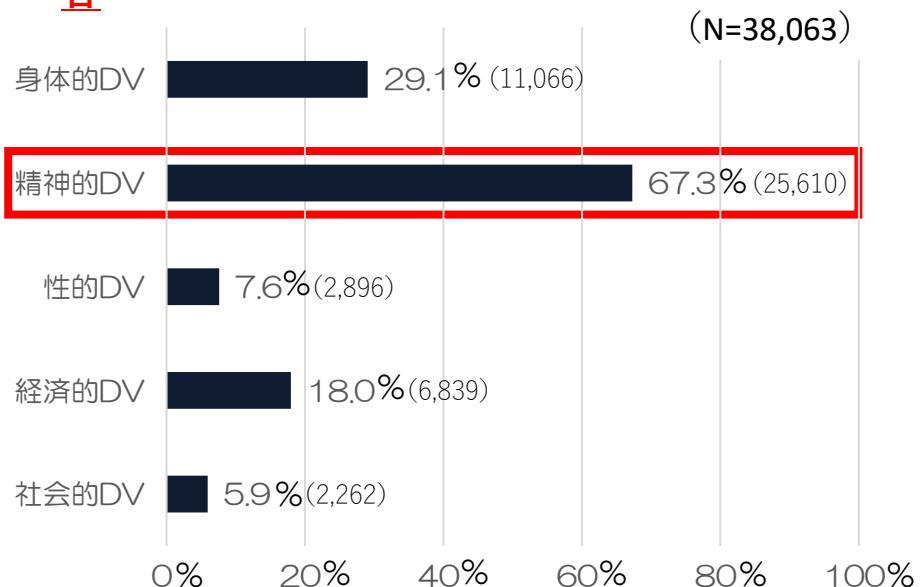
- ✓ 相談者の年齢は、30代・40代で半数以上(56.2%)を占める。
- ✓ 相談内容の約7割(67.3%)が精神的DVを含んだ相談となっている。

## 相談者の年齢



## 相談内容（複数回答）

**相談内容の約7割が精神的DVを含んだ内容**



（出典）令和5年度「DV相談+（プラス）事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」報告書

# 児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移

(令和7年3月現在)

○全国233か所の児童相談所における令和5年度の児童虐待相談対応件数は225,509件。

※ 対前年度比+5.0%（10,666件の増加）（令和4年度：対前年度比+3.5%（7,183件の増加））

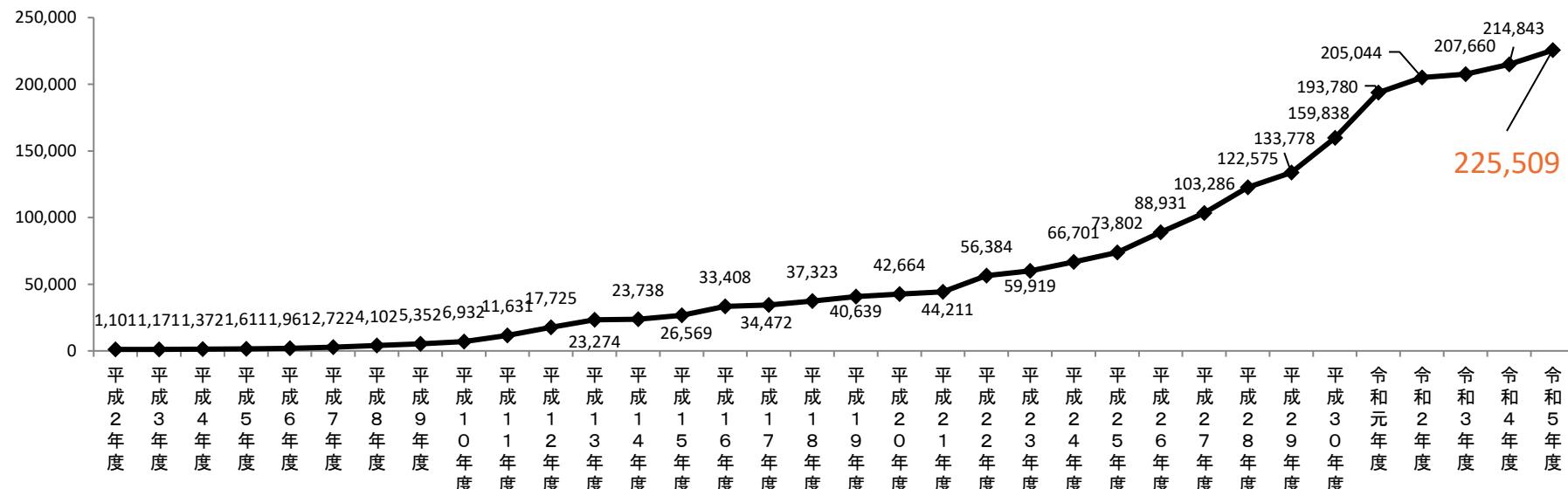
※ 児童相談所における児童虐待相談対応件数とは、児童相談所が相談を受け、援助方針会議等の結果、児童虐待と判断して指導や措置等を行った件数。

【主な傾向】

- ・心理的虐待に係る対応件数の増加（令和4年度：128,114件→令和5年度：134,948件（+6,834件））
- ・警察等からの通告等による児童虐待相談対応件数の増加（令和4年度：112,311件→令和5年度：116,649件（+4,338件））

〈令和4年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体への聞き取り〉

- ・関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増えている。

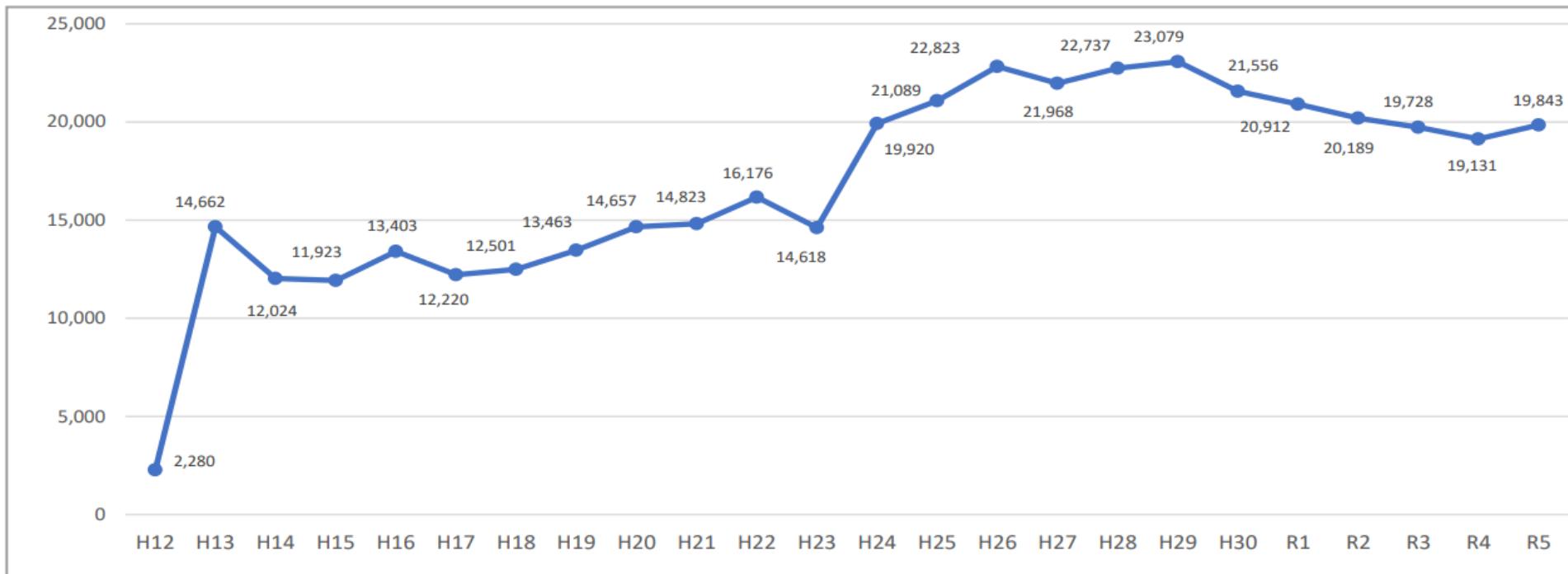


（注）平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件 数	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509
対前年度比	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+3.5%	+5.0%

## 警察におけるストーカー事案の相談等状況

相談等件数は、令和5年は、19,843件（前年比+712件、+3.7%）と前年より増加し、依然として高い水準で推移している。

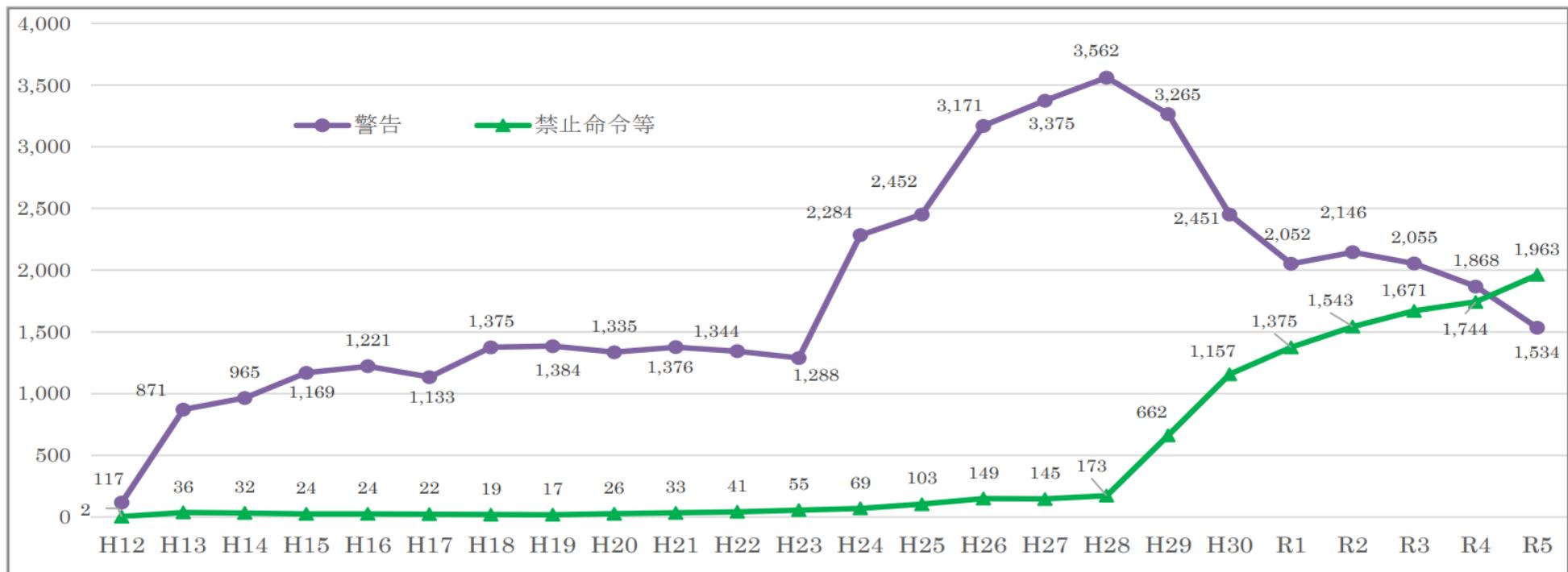


注) 平成12年は、ストーカー規制法の施行日（11月24日）以降の件数

(出典) 警察庁「令和5年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

## 警察におけるストーカー規制法に基づく行政措置

ストーカー規制法に基づく警告は、令和5年は1,534件（前年比-334件, -17.9%）と前年より減少。禁止命令等は、警告前置の廃止及び緊急禁止命令等の新設等を内容とする平成28年のストーカー規制法の改正法が施行された平成29年以降急増し、令和5年も1,963件（前年比+219件, +12.6%）と法施行後最多。



（出典）警察庁「令和5年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」